

文教福祉常任委員会会議録

令和4年12月1日

寒川町議会

出席委員 岸本委員長、橋本副委員長
小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、
横手委員
佐藤（一）議長

説明者 三橋健康福祉部長、大平健康づくり課長、原主幹、飯塚主査、安藤主査
三橋高齢介護課長、青木副主幹

案 件

（付託議案）

1. 議案第69号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について

（付託陳情）

1. 陳情第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成等を求める陳情

午前9時00分 開会

【岸本委員長】 皆様、おはようございます。

ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日傍聴の申出がございますので、皆様許可してもよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、傍聴者入室まで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件、付託陳情1件でございます。進め方につきましては、次第のとおり付託議案の審査、付託陳情の審査の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

付託議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第69号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本議題についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 皆さん、おはようございます。それでは、健康づくり課所管の議案第69号寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてご審査をお願いいたします。説明は大平健康づくり課長から行います。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 それでは、寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について、その内容をご説明いたします。タブレット資料01－1 議案第69号寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてをご覧ください。

寒川町健康管理センターは、現在指定管理者による施設の運営管理を行っておりますが、その指定管理の期間が来年3月31日をもって満了となりますことから、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の指定管理について、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第4項の規定に基づき、公募によらない選定とし、候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項に規定に基づき、その指定についてご審査いただくものです。

タブレット資料01－2資料1 指定管理者候補者選定の経過と概要をご覧ください。候補者の審査につきましては、令和4年10月26日の令和4年度第2回寒川町指定管理者選定委員会において、社会福祉協議会によるプレゼンテーションの後、選定基準に基づく採点を行いました。選定基準を設けたのは、申請団体が1団体のため他団体との比較ができないことから、評価が5段階の各採点項目の標準である3点を基準とし、選定委員の合計得点900点を選定基準といたしました。

なお、満点の場合の合計得点は1,500点で、選定基準の900点はその60%に当たります。採点の結果、選定委員の合計得点は1,007点となり、選定基準を上回ったため、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会が指定管理者の候補者として決定いたしました。

資料2ページにつきましては、町長への答申の内容、3ページにつきましては、審査の採点結果となっております。

次に、タブレット資料01－3資料2寒川町健康管理センターの指定管理者選定要綱をご覧ください。こちらにつきましては、選定要綱となります。なお、詳細につきましては、省略させていただきます。

次に、タブレット資料01－4資料3 指定管理者申請書類をご覧ください。1ページが申請書、2ページから5ページが、社会福祉協議会の概要となっております。6ページから9ページまでは、令和3年度の事業報告、10ページから11ページは、申請時に提出された履歴事項全部証明書でございます。12ページからは、令和5年度の事業計画ですが、初めに指定管理業務における基本方針、次にサービス等を向上させるための方策、団体独自の提案事業等となっております。13ページには、利用者の満足度及びニーズの把握とその反映方法、施設設備等の維持管理計画、また自主事業実施計画、14ページにかけまして、管理運営執行体制、雇用及び労働条件、人材育成計画について記載されております。センター指定管理担当は、非常勤職員2名を担当として配置されます。15ページには、センターの運営管理に関わる令和5年度収支予算案が記載されており、1年間の指定管理料につきましては、1,261万1,000円となっております。次に、指定管理期間の1年間の計画、個人情報の取扱い及び情報公開の基本方針、危機管理に関する方針、方策、環境への配慮、16ページは、業務の再委託が記載されております。

以上で、寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 社会福祉協議会さんに受けていただいて、また今回も新たに名乗りを上げていただいたのが社会福祉協議会さんということなんですけども、この審査の結果の中で、満点の部分と、それから今回の得点の部分とあるんですけども、ある意味でいうと足りない部分が課題になってくるのかなという気がするんですね。1,500点が満点で、1,000点ちょっと取っているという、こういうことなんですけども、満点に対しては約500点ぐらい足りないんですけども、この部分が選定委員会さんの評価の中で社会福祉協議会さんが課題としていかなければならない部分だろうと、こういう気がするんですけども、そういった意味では町民に対して、また、いろんな事業に対して課題が設けられての動きになってくると思うんですけども、ある意味でいうとこの部分について、社会福祉協議会さん、指定管理者さんがどのような考え方を持っておられるのか、この点数の部分で。さらに高めていただくということが大事になってくるだろうと思うんですけども、そういった意味では前向きな姿勢で点数を積み重ねていくということが、町民サービスの提供にもつながるし、いろんな意味で社会福祉協議会さんとしても信用というか、信頼性というか、こういったものがさらに膨らんでくるんだろうという気がしますので、そういった意味では、評価していただいた部分を捉えて、社会福祉協議会さんがどのような思いでおられるのか、それについての見解を聞いておられるのか、もしくはどのような思いで今度新たに選定して、指定管理に令和5年度例えばなった場合に、どのような思いでされようとしているのか、その辺の前向きな姿勢が社会福祉協議会さんから何か示されているのか、この辺についてつかんでいる範囲での見解をいただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 社会福祉協議会で一番大切にしている部分というのが、やはり町民の皆さんに寄り添う姿勢というところを強くプレゼンの中でも表明されておりました。そこはワクチン接種の際にも社会福祉協議会に町民の方が多くご相談もされている中で、町民の視点に立って非常にいろいろな面でボランティアさんを使いながらとか、対応していただいたという経緯もございます。ただ、なかなか利用料金を取らない施設であるため、収入を増やすというところができないということもございます。そうしますと経費の削減というところで、収入がないので、その辺が限られてしまう部分かなと思うんですけども、社会福祉協議会の方は、町民の健康維持増進を図るために常に町民の目線に立って対応していただいていると思いますし、これからもより一層そういう対応に心がけていただけるものと認識しております。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。いずれにしても社会福祉協議会さんのお一人お一人を見ても、一生懸命やっただいていただいているということについては、私も評価はさせていただいています。そういった意味では決してこの業者では駄目だという、こういうことのお気持ちは毛頭ありませんので、ただ、高めていくということは大事なことで、それがイコール町民に寄り添うということにもつながりますので、そういった意味では、1,000点で満足されては困るなという部分がありますので、そういった意味では非常に範囲が横に広い、縦に広いという、事業の編成が非常に大変多岐にわたっているという部分もありますので、どちらかという心と心の部分があって、実際に現れてくるものについて評価しにく

いという性格があるような気がします。相手の受け取り方では100だったり、相手の受け取りだったら50だったり、こういうことにもなってくると思いますので、そういった意味で非常に見えにくい部分があるだけに、点数を重ねていくというのは非常に難しいとは思いますが、だけでも、我々からすると社会福祉協議会さんの責務というのは非常に大事な責務だと思っていますし、健康管理センター自体も大変な責任を持って業務を行っていただいておりますので、そういった意味では寒川の手を届けていかなければならないところにしっかりと手を届けていただく、こういうことができるのはあそこだと思っていますので、そういった意味ではさらなるお一人お一人の気持ちがいちいち向かって高まっていくということを町からもいろんな形でさらなる努力をお願いしたいということでの要請をしていただければありがたいなと思いますので、どこまでも町民に寄り添う、町民に温かい手を差し伸べる、この行為が一番大事だと思っていますので、その辺についてまた新たな気持ちで町からも要請をしっかりとさせていただきたいなと思いますので、その点について、いま一度見解をいただいて終わりにします。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 今、委員よりいただきましたご意見は、しっかりうちのほうも受け止めまして社会福祉協議会にも伝えてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

天利委員。

【天利委員】 それでは、1点だけ確認させていただきたいんですが、寒川町の社会福祉協議会で手を挙げていただいたというのは本当にありがたいな思っております、寒川の社会福祉というところで貢献をされて、長年、寒川の地に足をつけて福祉を補っていただいているというのは、ありがたいところでございます。その中で指定管理者のリスク分担というところで、建物自体がかなり古いというところで、リスク分担表には書いてあるんですけども、手を挙げたああいう施設について協議会から何かこういったところを改善してもらいたいとかという要望があったのか、施設に対して。そういうところがあったのかどうか確認させていただきたいと思います。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 今、委員おっしゃられましたように、健康管理センターが古い施設で、雨漏り等もしている中で、社会福祉協議会からは、修繕に対しての要望というのは上がってきております。以上です。

【岸本委員長】 天利委員。

【天利委員】 当然そうなると思いますけども、今回1年という短期になってはいるんですけども、要望があったところについては、町はどう考えていらっしゃるのか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 修繕につきましては、15万円まで社会福祉協議会で対応していただいておりますけれども、それ以上につきましては、都度都度そういう事案が発生したときに町にもご連絡をいただいておりますし、そこはしっかり町で対応していかなければいけないと考えております。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 知識不足だったら大変申し訳ないんですけども、単年度の入札ですよ。複数年度にすることによって、もう少し事業の幅とか、いろいろ出てくるような気がしてならないんですけども、単年度で終わってしまうから、じゃ、ここまでというようなこと、でも、複数年度にすると、例えば2年、3年とすると、もっとこういう事業がこういう形で展開できるんですよというようなところが見えてくるような気がしてならないんですけど、ごめんなさい、そもそもずっと単年度でこれをやってきたのか、これからも単年度でやらざるを得ないのか、それは条例か何かで決まっているのかどうかというのを教えてください。

取りあえずそれでいいです。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 指定管理につきましては、指定管理者制度導入等に関わる基本方針におきまして、指定管理者の募集は原則公募、また指定の期間については原則5年とされているところでございます。指定の期間につきましては課としても検討いたしまして、選定委員会の中でも議論されたところでございます。ただ、一度指定したものににつきましては、指定管理者の責めに帰する事由がないにもかかわらず指定の期間の途中で指定を取り消すことができないことから、健康管理センターの今後の在り方などがまだ不透明な状況の中では、現在の指定管理者となっている団体に引き続き管理をお願いすることが合理的と考え、非公募で1年としたところでございます。

【岸本委員長】 横手委員。

【横手委員】 もちろん非公募でも構わないんですけど、とはいえの複数年にしなかったのかというところがどうしても、5年というのがある、聞いたかったんですよ。多分単年度で、仮に継続で応募する立場としても、そういうのをいっぱいやってきた立場からいうと、広告の世界は単年度で別に構わないんですけど、例えばあるプロジェクトというか、1つのイベントみたいなことで、それが年を重ねていくと、もっと大きく、いろんな人たちにアプローチできるような形になっていくものがあったりするんですよ。新たな利益というか、生んだりするものがあったりするんですけども、そういうところの視点に立って、だから1年だけじゃなくて、2年契約とか3年契約にすることによって、もっといろんなところの事業の幅が出てくるんじゃないかなと、ずっと思っていたんですけど、それについては誰も異論を唱えていないのか、それから逆に非公募とはいっても、指名型だとは思いますが、社会福祉協議会さんは何も言っていないのかというのを教えていただけますか。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 検討の中では2年としたほうがいいのか、3年がいいのか、その辺の話も正直出たところなんですけれど、2年、3年にする根拠が現状だとなかなか難しいという中で、1年とさせていただいたところでございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、先ほども天利委員も言われていたんですけど、リスク分担表の中の物価変動というところなんですけど、これは本会議でも私は伺っているんですけども、まず最初に、現状として

社会福祉協議会から何かそういった要望、協議をしてくれというお話はありましたでしょうか。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 現在のところ社会福祉協議会からそのようなお話はございません。

【岸本委員長】 山上委員。

【山上委員】 ここ何か月かで光熱費で相当なパーセンテージで負担がかかっているかと思います。年間としてまだまだ11月が終わった段階で、4か月ぐらい今年度もありますので、そういった中で光熱費について、30%、40%という値上がりがあると、すごく負担がかかると思いますので、ぜひとも今の状況で町から社会福祉協議会にどうなんですかという問合せというか、そういったところをしていただけたらなと思います。今回も指定管理者として1事業者と指定管理のあれを結ぶのであれば、信頼関係、それとあとは町としてお願いするんだという部分で、ぜひとも調整、または協力体制を密に図っていただきたいので、その辺をぜひともやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 光熱水費につきましては、令和5年度より約96万3,000円前年度より増額してございます。今後につきましても、連絡調整というのは密にしていまいりたいと考えております。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 なければ最後副委員長お願いいたします。

【橋本副委員長】 指定管理者を選定する上でのコロナ特例貸付についてお聞きいたします。参考資料3の……。

【岸本委員長】 副委員長、今回指定管理者制度にかかるところなんです。

【橋本副委員長】 そうですか。

【岸本委員長】 ほかのところはまた別のところで。

【橋本副委員長】 分かりました。

【岸本委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしまししょうか。もしよければ、このまま続けさせてもらってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、このまま討論に入ります。議案第69号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続きまして、付託陳情の審査に入りたいと思います。

それでは、陳情第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成等を求める陳情を議題といたします。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

まず、この陳情について事務局をもって朗読致させます。

亀井次長。

【亀井事務局次長】 それでは、陳情を読み上げさせていただきます。

陳情第9号。

寒川町議会議長佐藤一夫様。令和4年11月8日。

加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成等を求める陳情。

全日本年金者組合寒川支部支部長、寒川町岡田4-9-16、皆川忠夫。

現行制度では、障害者手帳の交付を受けた人を対象にして「国が実施する医療補助制度」のみのため、加齢性難聴による中・軽度は対象になりません。

最近では聞きにくさが、ひいてはうつ病や認知症の危険因子になること、早期発見が難聴の度合いを遅らせることも指摘されています。

数年前、年金者組合が加齢性難聴者の助成制度の陳情をしました。寒川町では「文教福祉常任委員会」で審議されましたが、共産党議員の賛成のみでこの陳情は否決されました。

2021年には、全日本年金者組合が自治体に向けた請願陳情を全県で取り組みました。

補聴器補助は、2021年3月10日に寒川町長に陳情し、その回答が届きましたが、「町独自の助成制度を実施する予定はありません」でした。

2021年の調査で、町独自の助成制度を実施している自治体は、葉山町、座間市、中井町、厚木市、清川村で、1万円の補助を実施していることが分かりました。

愛川町は、70歳以上の高齢者で、税金を完納していて、障害者手帳を持っていない人を対象に補聴器購入費用2万円支給を実施しています。

相模原市は65歳以上の高齢者で住民税非課税の人に、補聴器購入費用2万円支給を2022年7月1日から開始しました。

1、寒川町でも加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成をしていただきたい。

2、高齢の女性組合員から「特定健康診査で聴力検査が受けられるように改善して欲しい」との声が寄せられています。ご検討をお願いします。

茅ヶ崎市は高齢者が利用する窓口や会議室に磁気ループを設置しています。

磁気ループとは、市役所、公民館、会議室といった公共施設の床などにループアンテナを設置し、マ

イクの音を磁気に変え、その磁気を補聴器の人工内耳などが感知して直接音声を聞くことができる仕組みです。

茅ヶ崎市役所の高齢者を担当する部署（高齢・介護課など）には、常時磁気ループを設置してあります。茅ヶ崎市民文化会館の小ホールには、常時磁気ループを設置してあります。映画などを鑑賞するとき、被り物を貸出します。被り物をすれば、聞こえが良いと加齢性難聴者に好評です。

3、茅ヶ崎市を調査して、寒川町でも磁気ループ設置の検討をしていただきたい。

以上

以上です。

【岸本委員長】 朗読が終わりました。陳情第9号につきましては、陳情者の皆川忠夫氏から意見陳述を行いたい旨の申出がございましたので、これを許可します。

意見陳述者の移動のため暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これから意見陳述者の方から本陳情における趣旨説明をしていただきます。説明は5分以内でお願いいたします。5分の時点でベルが鳴りますので、速やかに終了してください。趣旨説明終了後、委員から意見陳述者の方に対する質疑を行います。質疑が終了したら意見陳述者の方は傍聴席に移動していただき、委員による陳述の審査を行います。

それでは、ただいまから陳情の趣旨説明を行います。説明の際は、冒頭氏名を述べていただきまして、ご説明をお願いいたします。どうぞお願いいたします。

【皆川忠夫意見陳述者】 寒川町岡田四丁目9-16、皆川忠夫です。

前回数年前ここで同じ陳情をやったんですけども、そのときは却下されたんです。その後、2021年に全県下で全日本年金者組合が各自治体に陳情をしました。そのときにここにも書いてある、先ほど読まれたんですけども、葉山町、座間市、中井町、厚木市、清川村が1万円補助するとか、そういうふうにいるいろいろ加齢性難聴者に対する補助は進んでいます。寒川町で前確認を取ったところ、寒川町は、国がやっている制度で、耳が遠い方に対しては障害者何級という制度がありまして、その級の方に対しては補助が出るというふうになっていると、それは国の制度で、高齢に関係なく、若い方でも耳が遠くて特殊学校に行っている方もいられますけども、そういう方を対象にして補助は出ていますと、寒川町は国の制度に沿ったままで町独自の補助金というのは出していないという回答でした。だから、そういうふうなのとは別に、特に年を取って耳が遠くなっちゃって、何を言っているのか分からないと言う人は多いんですよ。皆さんのお知り合いの方にもいると思うんですけども、そういう方が多いということで、ぜひ補助金も、補聴器1個20万円とか、物によっては随分値段が高いんですよ。そういう点でそういうことをやっていただきたいというのがまず1点です。

それで、その次には、町の特定健康診断の中に聴力検査も入れていただきたいということ、それであるとは、茅ヶ崎の市役所に行けば分かりますけども、高齢者を担当する高齢・介護課などには、常時磁気ループが引いてあります。だから、そういうのは簡単にできると思うんですよ。

それで、市民文化会館の小ホールは、これは会館を新築したときに周りに磁気ループを引いてやって

ありますから、今現在は耳にかぶれば、しゃべっていることが映画なんかはよく聞くことができるということで、みんなよくなったって喜んでいて、こういうのは改築なんかのときなんだから、今はちょっと無理だろうけども、それとあと、会議室なんかには、会議するときに磁気ループをその部屋に引いてやるということをやっていると、そういうのが現状だそうです。だからそういう点で、この3点の補聴器購入の公的助成という点に対して前回否決されましたけども、今回は情勢が変わって、各自治体も助成する方向で進んでいますから、ぜひ寒川町も助成する方向で進めていただきたいと、そういうのが私たちの、全日本年金者組合の意見です。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 ありがとうございます。意見陳述が終わりました。意見陳述者に対しまして委員の皆様から質疑等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 どうもありがとうございます。お伺いしたいのがありまして、根拠の部分なんですけども、この陳情書の中に、「最近では聞きにくさが、ひいてはうつ病や認知症の危険因子になること」とありますけども、これの根拠になる具体的な公的などのデータ、例えばどここの大学がどういう形で出しているというようなデータがあれば、それを教えていただけませんか。

【岸本委員長】 皆川さん、お願いいたします。

【皆川忠夫意見陳述者】 そういうデータは、ちょっと忘れたので、一般的にそう言われています。それで前回もそういうようなことを言われて、そんなのは根拠もないかということ、却下されたんですけども、だから、これはやっぱり医学的に、要するにどこの大学がどうのこうのって現状我々はつかんでいないんですけども、一般的にそう言われています。

【岸本委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

柳田委員。

【柳田委員】 質問なんですけど、障害者手帳をもらえるというのは、50デシベル以上の方というのは聞いていて、中度の方って50ぐらいじゃないですか。おっしゃりたいのは、軽度の方からも補助がという話なんですかね。なぜなら、中度以上の方というのは障害者手帳をいただけるじゃないですか。

【岸本委員長】 皆川意見陳述者。

【皆川忠夫意見陳述者】 中にはそれを知らないで、耳が相当遠いのに障害者手帳なんかもらっていない方もいるんですよ、高齢者で。それもそうだけど、あと、この程度じゃという格好で自分で判断して、要するに申請しないと、そういう方もいられます。それとあと、ぎりぎりのところで、あんたは障害者手帳が出せるほどの、出るほどの障害、耳の遠さではありませんとか、そう言われちゃう方もいますよね。だからそういう点でぎりぎりの方が多いという点で、ぜひそういう方を、それで幾ら言っても、こうやって皆さんご存じでしょうけど、知り合いの方にもいるでしょうけど、言っても、えって、要するに何を言っているのか分からないということね。それで、自分も簡単な補聴器を持っているんだけど、その補聴器があまりいいやつじゃないから、何を言っているのか分からないとか、そういうような問題があるんですよ、特に高齢者に対しては。だからそういう点でぜひ改善していただきたいということです。

【岸本委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。困っていて、申請したくても手帳がもらえない、だから補助が欲しいというなら分かるんですけど、だけど、申請していないとか、そういう話になっているじゃないですか。したけど、なかなか50デシベル以上聞こえない、手帳が欲しい、だけど、なかなか認めてもらえない、だったら、お話は分かるんですよ。その点がちょっと思うところと、あと2点目が、特定の健康診断って病気の発見とかが目的だと思うんですね。特定健診って、あくまでメタボリックシンドロームとか、そういったことに注目しているものはずだと思うんです。その点はどうお考えかというところと、あと、磁気ループですかね。あれって、埋込型のものを欲しいのか、それともロープ型のどこでも持っていけるようなものを欲しいのかというところをお伺いします。

【岸本委員長】 皆川氏、お願いいたします。

【皆川忠夫意見陳述者】 磁気ループに関しては、当面埋込型といたら、建物の新築とか増築じゃないとできないと思うもので、当面は設置する型ね。だから例えば、高齢介護課のところには耳が遠い方がいる。それとあと会議室に置きたいという方は、自分たちで設置して、茅ヶ崎市なんかは、だから会議するとき磁気ループが欲しい方は自分たちでそこに設置するという格好でやっているそうです。それで、あとは高齢者の高齢介護課とか、そういう施設のところは、常時簡単に設置できるんだから、だから埋込型をつくらうとすると、建物を新築しなくちゃできないから、私たちは当面埋込型をつくってとは言わないです。据え置く格好でも結構です。

それで、先ほど耳が遠い方の行かないとか、そういうのはただ、私の想像であって、やっぱり行かないじゃなくて、行っても、医者に、あんたはぎりぎり駄目ですねって言われちゃう人が多いということです。

【岸本委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 言われてしまうというのは、お医者さんから言われてしまう。

【皆川忠夫意見陳述者】 そうじゃないかと思うんですね。だから医者から言われるというか、自分たちは補助金がもらえないから、もう諦めて最初から相談しないということですね、お医者さんに。今どの程度ですかとか。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

天利委員。

【天利委員】 今日はありがとうございます。1点お聞きしたいんですが、先ほど補聴器というのが高価なもの、中には20万円ぐらいするというお話を伺ったんですけども、補聴器っていうのは、私も聞きづらい部分もあって、よくお医者さんに行って測ってもらうんですが、大丈夫だよってよく言われるので、そこは今聞こえているから大丈夫だと思うんですけど、補聴器というのは高いものも安いものもあるんですけども、これは、1回買えばずっと生涯使えるものなんでしょうか。それとも毎回毎回合わせて購入するものなのか、お聞かせいただきたい。

【皆川忠夫意見陳述者】 僕もよく知らないんだけど、電池とか、そういうのが充電とか何かある程度やらないと駄目ですね。そのままずっと一生1個持っていれば使えるというわけじゃないかと思うんですけど、メンテナンスが必要じゃないかなと思うんですけど。

【岸本委員長】 天利委員。

【天利委員】 私の質問が悪かったかもしれませんが、難聴の度合いによって補聴器を取り換えていくのかという質問だったんですけども、中にはあまり高価なものを買ってしまうと、雑音まで全部拾っちゃって、逆に使えないよって言って、20万円ぐらいのを買ったんだけど、もう使えないから、もう少し精度の悪いものを購入されるケースというのが結構よく聞かれるんですよ。ですから、そういったところ、皆川さんが今お話しした中で助成助成と言うのであれば、それが購入して半年で使えなくなったら、また半年後に新しいものを買ったときに助成をいただきたいのか……。 （「そういう意味じゃないです」の声あり）じゃ、1回でいいわけですかね。そここのところをお聞かせいただきたいというところ。補聴器を購入して生活が向上したというところがあるかと思うんですが、そういった皆さんのご意見というのはどうなのかなというところですよ。そこをもう一度お聞かせいただければと思います。

【岸本委員長】 皆川氏、お願いいたします。

【皆川忠夫意見陳述者】 高齢者で難聴で、加齢性難聴で補聴器購入して、どうのこうのって、その辺はまだお金がなくて買えないという人が多いから、まだそういうことを聞いたことはあまりないです。それか1回買ってから、すぐ買い替えるとか、それほどの余裕のある人はいないですからね、高齢者は。簡単に言いますと、今年年金が1割から2割になるんです。ところが1割から2割になるのは320万円年収以上の方が2割になるんです。ところが320万円以上の2割になる人は、たった高齢者人口の2割だけなんです。という、今の75歳以上の人の年収は、年金は320万円を超える方が2割しかいないと、そういう貧しい中でみんな生活をやっているのが事実です。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【岸本委員長】 以上で質疑を終結いたします。お疲れさまでした。
暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

この陳述の審査の進め方について、委員の皆様方にご意見を伺いたいと思いますけれども、いかがいたしましょうか。ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 高齢介護課とか、担当課がこの調査とかをやっているかどうかを確認したいので、担当課にも聞きたいなと思うんですけど。

【岸本委員長】 担当課をお呼びするという意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、担当課に入っただいてから審査を進めてまいりたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま陳情第9号の審査を行うに当たりまして、本陳情の内容に関わる現状等について、担当課に

分かる範囲で確認したい旨のご意見がございましたので、執行部より説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、高齢介護課の三橋と申します。よろしくお願い致します。

それでは、加齢性難聴についての状況をご説明いたします。一般的には加齢による聴力の低下は、発症時期、進行速度には個人差があるところですが、高音域から始まり、早い人では40歳代から聴覚の衰えが出てくると言われております。この難聴のレベルについては様々で、加齢性難聴の基準や定義はありませんので、これまで町でも加齢性難聴者の人数やそれに伴う補聴器の普及率を調査したことはなく、加齢性難聴者の人数等は把握しておりません。また、国からも、加齢性難聴に限定した人数等は発表されておられません。

なお、介護保険の観点から申し上げますと、介護認定を受ける方に対しては、認定の調査項目に聴力がございます。認定調査員がご本人と対話調査する中で聞こえ方のレベルは様々であります。直近のデータでは、令和3年度認定調査対象者2,098人のうち663名、約31.6%の方が聞こえ方が悪いと判定されております。

次に、高齢者に対する補聴器購入の助成について、県内他自治体の状況を申し上げますと、厚木市、清川村、愛川町、相模原市で実施されているところでございます。

最後に、磁気ループについてでございます。磁気ループは、補聴器に直接音声を送り込むことができるため、雑音の少ないクリアな音声が聞こえ、公共施設や映画館、ホールなどで設置されているようなところもございます。近隣では茅ヶ崎市や藤沢市など庁舎の新築に合わせループの設置を行った自治体が多い状況でございます。

加齢性難聴と磁気ループの状況については、以上でございます。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 健康づくり課長の太田です。よろしくお願い致します。

それでは、特定健康診査の状況についてご説明させていただきます。特定健診は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病予防と早期発見を目的とした健診になっております。近隣の市町村においても、その項目に基づき健診を実施しており、聴覚検査を実施している市町村はございません。また、高齢者健診は定期健診の項目に準ずることから、腹囲を除き特定健診と同様の項目となっております。企業等の健診は、労働安全衛生法に基づき実施されており、聴覚検査が義務づけられておりますが、特定健診は生活習慣病予防と早期発見というところが目的であるため、聴力検査は義務づけられておりません。

主な状況は以上でございます。

【岸本委員長】 ただいま執行部からの説明がございました。質疑等がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 補聴器の、難聴のところですけど、介護認定では令和3年度で2,098人に対して663人ということで、耳の聞こえの悪い人もいるということは実態があるということで、その方たちに対して、

補聴器を勧めるとか、そういうことに関しては行っているのでしょうか。あとそれと磁気ループに関してなんですけど、私も以前一般質問で取り上げて、答弁でも、庁舎を建て替えるとか、そういうときにはやるという話は聞いています。それと応急的には移動式の磁気ループもあるんですけど、そういう点に関してこれから設置の考えというのはあるのかというのをお聞きします。

以上です。

【岸本委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 補聴器のことなんですけども、先ほども申した調査や窓口での日々の相談とかで、耳が遠いとかというお話は時々あるとは思いますが、そのときに補聴器を使いたいけど、その助成についてはどうだという話は特には出てこないところなんです。

もし必要とあらば、福祉課の補助の対象になる部分もございますので、それは福祉課をご紹介したりはしています。あとヒアリングループの設置の予定、今のところ、繰返しになってしまうかもしれないんですけども、庁舎の新築とか、そういうときに合わせて埋設型とか、そういうものはあるので、それを検討していきたいとは思っています。できればいいとは思っています。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 福祉課って入っていないのかな。

【岸本委員長】 今回は、はい。

【佐藤（正）委員】 入っていない。じゃ、答えられる範囲になっちゃうと思うんですけど、先ほど陳述者の質疑応答の中でちょっと気になる場所があって、障害になるレベルってあるじゃないですか。50だか70だか分からないんですけど、そういった方が、それが聴覚障害に該当して、補聴器の補助の対象となるかどうか分からない方がいるというお答えがあったと思うんですけども、そういったところに対して制度の周知というんですかね。聞こえづらい、難聴というのも障害なんですよというような、そういった周知というのは進めたりしているのかどうか、そこだけ気になったんですが、答えられる範囲でどうですね。答えられないかな。もし分かたらなんですけど、結構重要なことだと私は思ったので。

【岸本委員長】 いかがでしょうか。三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 制度の周知とか、進め方、障害の。

【岸本委員長】 答えられないなら、答えられないでも。

【三橋高齢介護課長】 すみません。手持ちにご用意してなくてごめんなさい。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小泉委員。

【小泉委員】 答えられる範囲で結構なんですけど、まず、この陳情には、県内の助成制度を行っている自治体として、先ほど執行部からも述べていただいたところのほかに、葉山、座間、中井というのが含まれていたんですが、ここに関しては、寒川町としては把握されているかどうかですね。先ほど述べられたのは、厚木市、清川村、愛川町、相模原市の4つだったと思うので、ここに関してまず把握され

ているところはどうか確認を取らせていただきたいのと、あと、これはもし分かれば結構なんです、寒川町内の医療機関で聴力検査等を行っている病院というのは、町としては把握されているのかどうか、この2点を確認させてください。

【岸本委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 補聴器購入助成の県内の状況をご説明させていただいたんですが、先ほど申していただいた、葉山、座間、中井も電話で確認したんですけども、葉山も座間も中井も、現段階では制度は検討していないという答えをいただいています。中井町は、実際は検討しているところもあるんですけど、今のところはまだそこまでは至っていないというお答えをいただきました。

聴力の測定のことですけども、詳しくはなかなか把握していないところがあるんですけども、町内の耳鼻科とかにご相談いただければ判定はしていただけるんじゃないかなと思います。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 私は前職で障害福祉課長をやっていたので、補聴器の関係というのは重々承知しております。そういった中で、まず自分が課長をやっていたときに思ったことが、加齢の難聴は、相当進むところなんです。それで補聴器というのは、基本的には耐用年数は5年ですので、5年たつと度が進みますので、それで替えることができる。金額的には5万円程度の補助が出るという障害の部分があります。それとここだけの話なんです、医者にかかる場合は、確かに診断書を書いてもらうというところがありますので、障害を判断してもらうので、高齢者の方も行きにくいというのは確かにあります。そういった中で、介護保険での認定で聴力検査をされるというところで、先ほど2,098人のうち663名の方が聞こえが悪いというところであれば、介護保険の補装具等々の支援を、ぜひとも県なり国に要望していただくというのが、まず一番最初にやることではないかなと思います。各自治体で個々に補助をするというのは、神奈川県内の自治体全て横並びでやっていくというのが、自分は正しいやり方だと思っています。ここがやっているから寒川町もということではなくて、神奈川県内全部の市町村、そういったところが横並びで補助をしていく、それは私の望むところなので、ぜひ介護保険の制度の中に入れていただくような形で要望していただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【岸本委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 ありがとうございます。今いただいたご意見は、また今後いろいろと検討しながら要望等を行っていければとは思いますが、最初に聞こえ方の人数を申し上げたんですけども、認定の調査員が対話の中で聞こえがどうかの判断をしているので、あまり精密なものではないのかもしれないんですけども、その判定は今参考にお伝えしたんですけども、今後補聴器の助成について検討していくに当たって、高齢介護課として検討するに当たっては、周囲とのコミュニケーションが取りにくくなったりですとか、危険を察知する能力が低下していくとか、そういったことを考え、早期から補聴器を使用するのが、生活の質の向上、そういったものにつながるという認識があるので、そういったことを踏まえて今後検討していきたいとは思っています。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 以上で質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 では、このまま討論に入ります。

陳情第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成等を求める陳情に対して討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

天利委員。

【天利委員】 それでは、私としては、反対の立場で討論させていただきます。これまで議会においても取り上げていただいております加齢性難聴への補聴器購入に対して、制度につきましては、県内自治体でも実施しているところがございますので、町部局としてもそれは承知しているところでございます。その中で町も必要性も、今答弁いただいたように、認識していると感じているところでございます。限られた財源の中で引き続き制度設計を進めていくというお答えをいただいたものでございますので、そういったところを踏まえますということと、あともう一つは国の制度がある以上、そちらで平等にやっていただくのが賢明ではないかなというところでございます。

それと難聴というところでは、しっかりと町の医療機関にかかっただいて、そういったところで自分の今の難聴の度合いがどれくらいかというのを自分たちで再確認いただいて、それで申請をしていただくというのが第1番目だと私は感じているところでございます。

また、定期健康診査の項目の追加につきましては、ここについては、生活習慣病の予防を目的とした制度でございますので、こういった制度に関わることから、聴力検査が含まれていないということもこの場で理解したところでございます。

あともう一つ、最後の磁気テープについては、茅ヶ崎市をはじめまして、近隣の自治体というのは、新しい庁舎を建て替えたときに磁気テープを導入していると今回の答弁の中で分かったところでございます。寒川町としては新しい公共施設の再編というのがございますので、そういった機会、もしくは庁舎の大規模改修で磁気テープの導入を求めたほうがよろしいかなと私としては判断しているところでございます。そういった内容を踏まえまして、現時点では実施すべきという判断にすることは時期尚早と思われるので、当陳情については反対といたします。

以上でございます。

【岸本委員長】 続きまして、賛成討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 今回加齢性難聴の補聴器の購入の陳情ですけど、実際国では実は障害者には補助が出ていますけど、加齢性難聴であると出ていないというところで、本来国の制度でやるべきだということ

ですけど、それを待っていたら遅くなるということは、やっぱり地方自治体からどんどん進めていって、国にも意見をしていくというところから、これは自治体が先行してやっていくべきだということから賛成といたします。

【岸本委員長】 続きまして、反対討論のある方。

横手委員。

【横手委員】 前回と僕はまた同じアプローチをさせてもらったと思っているんですけども、根拠を示してほしいというところで、そこに対していろいろおっしゃっていましたが、例えばなんですけど、2017年日経ホールで、主催一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会、共催一般社団法人日本補聴器工業会が、難聴と認知症・うつ病に関する国際シンポジウムを開いたんですよ。これは実はホームページにアップされていて、映像などもしっかり出ているんですね。その中でかなり入っているんですよ、いろいろな根拠が。お医者さんがしっかりとバックアップデータを基にいろいろと講演をしていると、例えばそういうことでもいいから、エビデンスになるようなものが欲しかったなと思っています。それが無い以上は、賛成はできないなということで、反対とさせていただきます。

【岸本委員長】 続きまして、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 反対討論のある方。

関口委員。

【関口委員】 反対の立場なんですけど、先ほども執行部に来ていただいて質疑があったという話も含めてなんですけども、実際この文章の中で、葉山、座間、中井の件については、行政側と陳情者との話がかみ合わない、こういう文章はどちらが正しいのか分かりませんが、厚木、愛川、清川、相模原ということについては、同じ形になっておりますけども、そういった意味では文章自体が1つの形になっていない、根拠的に。もう少ししっかりと調査した上で陳情書を上げていただきたいなと思います。文章として果たしてこれが、ある意味でいうと、葉山、座間、中井については、どうなのという話になりますので、我々が判断する上では、ある意味では判断しにくい形にもなってくる文章かなと、こういう思いがします。

それから、もう一つは、いろんな意味で、特に今話も出ましたが、認知については非常に興味がありまして、これから先認知というものを、行政も、また国民一人一人が捉えていくかって非常に大事な部分かな、こういう感じがします。そういった意味では難聴の部分が認知に絡むということを含めると、もっともっといろんな形での判断データが欲しいなという思いもしますし、そういったものをこの場に提供していただいたり、いろんな形での努力があると、なうれしいなと、こういう思いがします。そういった意味では、私は継続審査も考えましたが、それ以上にこの文章自体の問題も含め、それから、いろんな意味での現段階での判断の部分、こういったことを考えたときには、今のこの段階での賛成はしにくいなと、こういうことから反対とさせていただきます。

【岸本委員長】 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第9号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成少数であります。よって、陳情第9号は不採択といたします。

以上で本日の議題は全て終結いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前10時14分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年2月21日

委員長 岸 本 優